

（現状の説明）

1. 授業形態と授業方法

授業形態は主として講義と演習であり、授業方法は講義形式や対話形式がとられている。演習科目を各年次に配置しており、授業形態および授業方法は適切な組合せあるいは妥当な割合になっている。講義科目については、双方向性をもった対話形式の導入を試みる科目がある半面で、受講生が400～500名を超える大規模な講義もあり、教育指導上の有効性について検証する必要がある。演習科目は少人数教育を目的としており、教育指導上十分な効果をあげている。

2. マルチメディアを活用した教育

法学部準専用棟であるA号館には、約50台のパソコンを設置したマルチメディア教室があり、とくに言語科目を中心としてマルチメディアを駆使した授業の取り組みがなされている。2004年度の情報機器リプレイスの結果、マルチメディア教室において衛星放送の海外ニュースなどが視聴できるようになり、また無線LANを用いたPC利用の授業を行うことが可能な体制が新たに導入された。これにより新たな展開も期待されている。また、ビデオ教材やパワーポイント等を使用した授業も行われている。

3. 遠隔授業

法学部ではまだ遠隔授業を導入するに至っていない。

（点検・評価の結果）

コース制の学年進行に応じてコース特別演習が開講され、演習科目の開講数が増加している。また、2005年度は、1年次の法学・政治学基礎演習が1クラス25名前後の学生で運営されており、少人数教育の実効性を確保するための要件を充足している。しかしながら、大教室における多人数を対象とした講義科目には改善がなく、教育指導上の課題が残されている。マルチメディアを活用した教育は言語科目を中心として展開されているが、専門科目群の科目でもマルチメディアを活用すべき場合がある。そのために、教員個人ではなく、学部としての取り組みを検討すべきである。この点を含めて、設定目標の達成に努めなければならない。

（改善の具体的方策）

大教室における多人数を対象とした講義科目を可能なかぎり減らす。マルチメディアを活用した教育について、学部としての取り組みを検討する。

4.1.4.4 教育成果のあり方

【評価項目 6-4-1】 教育効果の測定

- （必須要素）教育上の効果を測定するための方法の適切性
- （必須要素）教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況
- （必須要素）教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況
- （必須要素）卒業生の進路状況
- （選択要素）教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況

- (選択要素) 教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況
- (選択要素) 教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況
- (選択要素) 国際的、国内的に注目されるような人材の輩出状況

【評価項目 6-4-2】 厳格な成績評価の仕組み（成績評価法）

- (必須要素) 履修科目登録の上限設定とその運用の適切性
- (必須要素) 成績評価法、成績評価基準の適切性
- (必須要素) 厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況
- (必須要素) 各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性
- (選択要素) 学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況

<2003年度に設定した目標>

1. GPA制度の導入について検討すること
2. GPA制度における成績評価の基準を設定すること
3. GPA制度における成績上位者を顕彰する制度を検討すること

(現状の説明)

1. 教育効果の測定

法学部では、教育効果を成績評価と授業評価によって測定している。成績評価を絶対評価とするか相対評価とするかは統一されていないが、全学的な方針にしたがい、GPA制度の導入を検討している。法学部において、成績評価は、学生に対する評価にとどまらず、自己に対する評価でもあるという認識が共有されており、教育効果や目標達成度の測定方法として機能している。また、授業評価の実施および方法は、各教員の判断に委ねられており、多くの教員が、総合教育研究室による全学的な授業評価に参加するか、WEB上での授業評価を利用している。独自の調査票を用意して授業評価を行う教員もいる。授業評価の結果は、各教員が、教育効果を測定し、指導方法を改善するために活用している。

このように、法学部では、教育効果や目標達成度の測定については、その方法も含めて、各教員の自主的な判断と自己評価に委ねられている部分が多い。法学部の専任教員は、研究・教育の分野に応じて、政治・基礎法・公法・私法・外国語の各研究室に所属している。各研究室において教員間の認識に大きな隔たりはないが、合意の確立には至っていない。また、学部としての統一的な「教育効果を測定するシステム」を有しておらず、その有効性を検証する仕組みもない。しかし、GPA制度の導入に伴う教育効果の測定の在り方を検討しなければならないという認識は共有されており、今後の課題となっている。

卒業生の進路は就職・進学・その他に分類される。2003年度は、就職58%、進学11%、その他31%、2004年度は、就職61%、進学8%、その他31%であった。就職希望者の就職状況は良好である。

2. 厳格な成績評価の仕組み

法学部では、2003年度の新カリキュラム実施とともに Semester制を導入し、履修科目登録の単位数の上限を次のように定めた。

第1学年度		第2学年度		第3学年度		第4学年度	
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
22	22	24	24	30	30	34	34

この履修単位数の制限は、学習効果とセメスター制の活用（例えば、1セメスターを海外留学にあてる）の双方に配慮しており、適切に運用されている。また、2005年度に向けて、第4学年年度の履修単位数の上限を春学期30単位・秋学期30単位に低減して、計画的で着実な履修を促すための改正を行った。

成績評価は科目により、次のいずれかの方法で行われる。

- ① 定期試験（定期試験に代わりレポートを含む）の成績のみによる評価
- ② 定期試験（定期試験に代わりレポートを含む）および平常評価による評価
- ③ 平常評価のみによる評価

成績評価の基準は60点を合格点として、100点～90点が「秀」、89点～80点が「優」、79点～70点が「良」、69点～60点が「可」、59点以下が「不可」という5段階で評価される。

成績評価を絶対評価とするか相対評価とするかは担当教員の判断に任されており、学部として統一的な方針を持っていない。成績評価の厳格性は、「授業科目別成績統計表」によって維持される仕組みである。この統計表は専任教員のみならず兼任教員にも公開される。教員はこの統計表を参照することにより、担当科目の成績評価結果を学部全体の成績評価結果と対比することができる。

法学部では、教育理念や目標にそってカリキュラムを編成している。また、履修科目登録の上限を厳格に運用するとともに、成績評価についても教員が厳格さの度合いを確認できる仕組みを採用している。さらに、一定の科目について先修条件を定め、法学・政治学研究演習Ⅰの登録状況をチェックし、また留年率に関する資料を作成しているが、そのほかには、各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途を採り入れていない。

（点検・評価の結果）

全学的な方針にしたがい、2005年度にGPA制度を導入した。それに伴い、成績評価の基準として、合格者の平均点を70点～75点とすることが確認された。また、上位30%の成績上位者を顕彰する制度を設けた。GPA制度の運用により、厳格な成績評価の仕組みがさらに整備されることが期待される。

教育効果や目標達成度の測定について、教員間の合意は確立に至っていない。また、学部としての統一的な「教育効果を測定するシステム」を有しておらず、その有効性を検証する仕組みもない。GPA制度の導入に伴う教育効果や目標達成度の測定の在り方が引き続き検討課題である。

2005年度から履修科目登録の上限を一部修正し、第4学年度：春学期30単位・秋学期30単位とした。これにより、学生は、各学年度において取得すべき単位を積み残さないように、勉学に取り組む必要性が増加した。履修単位数の上限は引き続き、学習効果とセメスター制の活用に配慮しており、適切に運用されている。

(改善の具体的方策)

GPA制度の導入に伴う教育効果や目標達成度の測定の在り方について検討し、教員間の合意をはかる。

4.1.4.5 教育の質の向上

【評価項目 6-5-1】 教育改善への組織的な取り組み

- (必須要素) 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性
- (必須要素) シラバスの作成と活用状況
- (必須要素) 学生による授業評価の活用状況
- (必須要素) FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性
- (選択要素) FDの継続的实施を図る方途の適切性
- (選択要素) 学生満足度調査の導入状況
- (選択要素) 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況
- (選択要素) 高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況
- (選択要素) 教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

<2003年度に設定した目標>

演習科目（法学・政治学基礎演習、人文演習、法学教養演習、法学・政治学研究演習など）の内容や方法について、教員相互間で経験を共有し、意見を交換し、可能な範囲において標準化していくための仕組みをつくること

(現状の説明)

法学部では、全学的な方針にしたがい、学生の学修の活性化をはかるためにGPA制度の導入に向けて検討を進めている。また、複数分野専攻制度（MDS）やジョイント・ディグリー制度への挑戦、英語・フランス語中期留学、国連ボランティア科目、外国語インテンシブ・プログラムへの参加など、積極的な学修に取り組む学生を増加させることを目指している。他方、教員の指導方法の改善を促進するための措置は組織的には採られておらず、全学的なFD活動に参加するなど、指導方法の改善は各教員の努力に委ねられているのが現状である。

また、全学的な方針にしたがい、すべての教員が担当科目のシラバスを作成して、WEB上で学生に公開している。学生は、科目の履修選択にあたり、講義内容を掲載する大学要覧とともに、シラバスを参照することにより、講義内容・予定・授業形態・評価方法などを知ることができる。他方、授業評価の実施および方法は、各教員の判断に委ねられており、多くの教員が、総合教育研究室による全学的な授業評価に参加するか、WEB上での授業評価を利用している。また、独自の調査票を用意して授業評価を行う教員もいる。授業評価の結果は、各教員が指導方法の改善などのために活用している。

法学部では、FD活動に対する組織的な取り組みが遅れている。法学部の授業形態は講義形式と演習形式に大別されるが、演習科目の内容や方法について、教員相互間で経験を共有し、意見を交換し、可能な範囲において標準化していくための仕組みをつくることが課題であると認識されてきた。しかしながら、2003年度に実施された新カリキュラムの